

## 今月の相談事例（3月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3  
三浦労務経営事務所  
社会保険労務士 三浦 茂  
TEL 0547-45-5811 / FAX 0547-45-5821  
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

### 【相談内容】

近々、マイナンバー制度が導入されるという事ですが、今までと何が変るのですか？また、会社としては何をすればいいのでしょうか？

### 【アドバイス】

#### ◆マイナンバーとは◆

マイナンバーは、住民票を有する全ての者に一人一つの番号付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報である事確認するために活用されるものです。期待される効果としては大きく次の3つがあげられます。

#### ① 公平・公正な社会の現実

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。

#### ② 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

#### ③ 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

#### ◆マイナンバー利用の手続き◆

社会保障	税	災害対策
◇ 年金の資格取得や確認、給付 ◇ 雇用保険の資格取得や確認、給付 ◇ ハローワークの事務 ◇ 医療保険の保険料の徴収 ◇ 福祉分野の給付、生活保護 など	◇ 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 ◇ 税務当局の内部事務 など	◇ 被災者生活再建支援金の給付 ◇ 被災者台帳の作成事務 など

※この他、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに関する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは、たとえ本人の同意があっても、法律で定められた目的以外利用することはできません。不正に利用した場合、処罰の対象になります。

#### ◆マイナンバーの通知について◆

平成27年10月から、住民票を有する国民の一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知カードとして配布されます。マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。原則として住民票に登録されている住所宛に送られます。マイナンバーは原則、変更不可であり、一生使うものなので大切に保管して下さい。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

また、法人にも法人番号（13桁）が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

#### 【個人番号カード】

平成28年1月以降には、様々なことに利用できる個人番号カードが市区町村に申請することにより公布されます。個人番号カードには、本人の写真が表示されます。

◆マイナンバーの利用開始時期◆		事業主がすべき対応
平成27年 3月	広報開始	社員に対するマイナンバーについての説明。マイナンバーが郵送されてきたら、会社へ番号を提供することを伝えておく。
平成27年4月～平成27年9月	マイナンバー取得の準備	マイナンバー取得及び特定個人情報保護に関する就業規則の改訂
平成27年10月	簡易書留によるマイナンバーの郵送開始	正社員、パート等雇用形態を問わず、 <b>全従業員</b> のマイナンバーの収集。必ず <b>正しい番号</b> を収集する。⇒ <u>当事務所へ提供</u>
平成27年12月	〃 郵送終了	
平成28年 1月	マイナンバー制度運用開始	年末調整、健康保険・厚生年金保険での運用に向けて、 <b>配偶者・扶養親族</b> についてもマイナンバーを告知してもらう。⇒ <u>当事務所へ提供</u>
〃	雇用保険関係で運用開始	
平成28年12月	年末調整で運用開始	
平成29年1月	給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険関係で運用開始	

◆マイナンバー収集時の本人確認の注意点◆

マイナンバーを本人から収集する際には、本人確認が必要です。

**本人確認＝番号確認**（正しい番号であることの確認）**＋身元確認**（番号の正しい持ち主であることの確認）

	番号確認	身元確認	備考
既存の従業員	○		本人に相違ないことが明らかに判断できる場合は身元確認書類の提示不要
新規雇用する従業員	○	○	事業主に、本人確認の義務がある
3号被扶養配偶者	○	○	事業主に、3号被扶養者の本人確認をする義務がある
税法上の扶養親族	○		本人確認の義務は扶養する従業員本人にある

●番号確認方法●

通知カード、個人番号カード、個人番号付住民票のいずれかで確認する。

●身元確認方法●

方法① 運転免許証orパスポート ※顔写真付身分証明書

方法② 保険証＋年金手帳 ※顔写真付身分証がない場合は2点以上の身分証の提出が必要

方法③ 個人番号カード ※顔写真＋マイナンバーの記載があるため1点で良い

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）